

第1章 障害者施策に関する現状

1 本県の障害者の状況

(1) 障害者手帳所持者（身体・知的・精神）

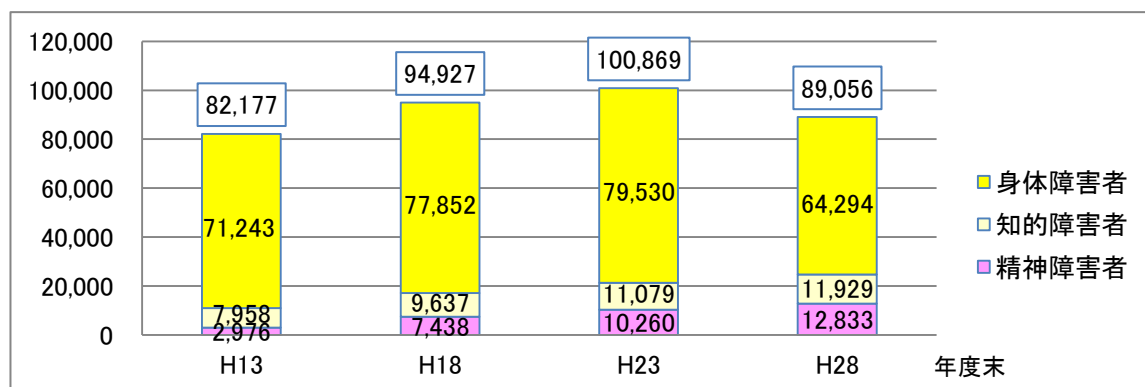
本県における手帳所持者は年々増加傾向にありましたが、平成25年度(2013年度)に市町から身体障害者手帳所持者の死亡や県外転出の報告があり大きく減少しました。平成29年(2017年)3月31日現在では89,056人で、県人口の約6.4%となっています。

身体障害者手帳所持者数は、平成29年(2017年)3月31日現在、64,294人であり、年齢別では65歳以上が76%と、高齢者の割合が多くなっています。

知的障害者の療育手帳*所持者数は、平成29年(2017年)3月31日現在で11,929人であり、重度(A)の所持者数が5,004人、中軽度(B)の所持者数が6,925人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成29年(2017年)3月31日現在で12,833人であり、等級別では、1級2,810人、2級6,464人、3級3,559人となっています。

【障害者手帳所持者数の推移】



(2) 発達障害者

発達障害*とは、「自閉症*、アスペルガー症候群*、その他の広汎性発達障害、学習障害*、注意欠陥多動性障害*その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」とされています（発達障害者支援法第2条）。

発達障害児（者）数については統計的な資料がないため正確な把握はできていない状況ですが、文部科学省が平成24年(2012年)に実施した全国調査では、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は推定値6.5%とされています。

本県では、平成14年(2002年)10月から山口県発達障害者支援センター*を設置しており、平成28年度(2016年度)の相談件数は、1,758件となっています。

(3) 高次脳機能障害

高次脳機能障害とは、交通事故や病気などにより脳に損傷を受けた後遺症として、記憶障害、注意障害などの認知障害が生じ、日常生活や社会生活への適応が困難になる障害です。

この障害の特性として、肢体不自由など身体的な後遺症がない場合、外見から障害が分かりにくく、本人や家族も気づきにくいいため、高次脳機能障害者の数や状態など、実態の把握は難しい状況です。

本県では、平成19年(2007年)2月から高次脳機能障害支援拠点機関を設置しており、平成28年度(2016年度)の相談実績は、1,182件となっています。

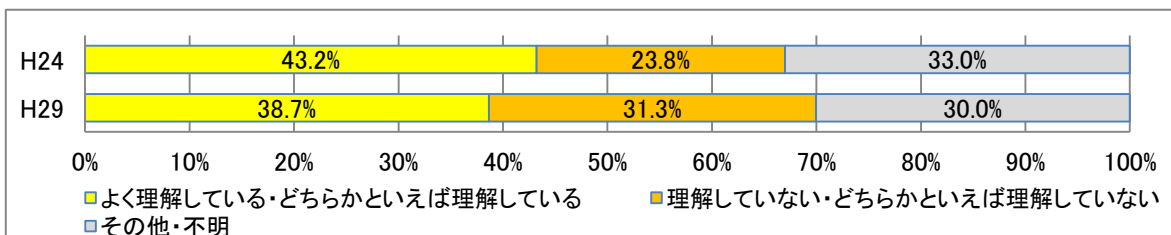
【障害福祉サービス等利用者アンケートの結果】

調査方法等

- 平成 29 年(2017 年)6 月実施
- サービス利用者の 2 割無作為抽出
- 送付数 2, 251
- 回答数 1, 448 (回答率 64. 3%)

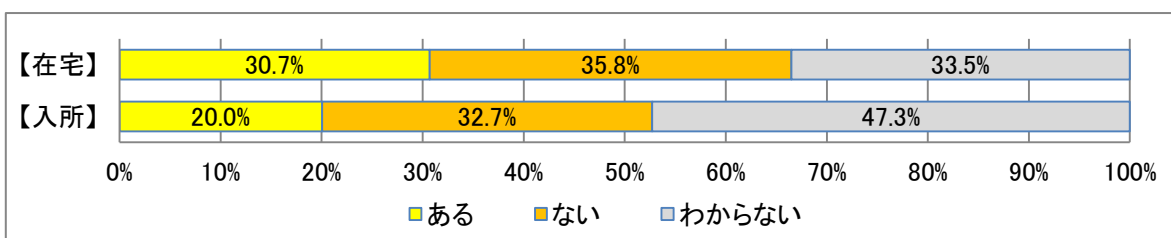
○地域の人への障害に対する理解

31.3%の方が、地域における障害に対する理解が進んでいないと感じており、前回調査 (H24) より増加しています。



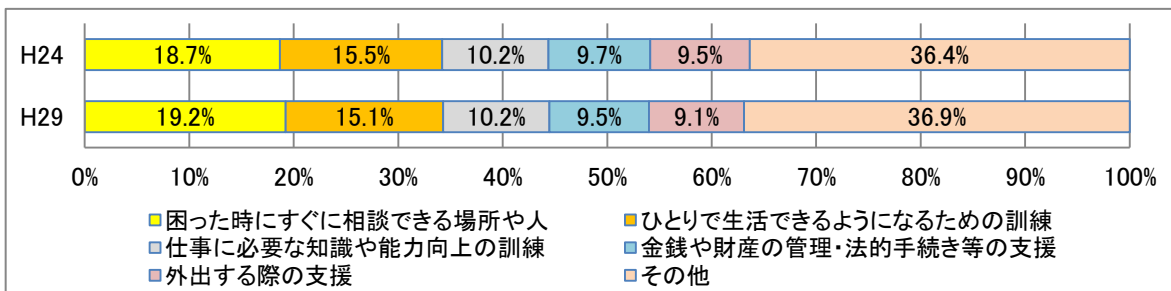
○障害を理由とした差別の有無

在宅生活者の 30.7%、施設入所者の 20.0%の方が、障害があることを理由に差別されたことがあると答えています。



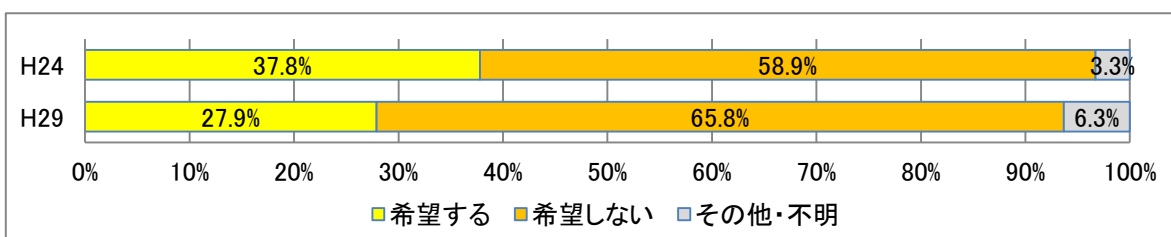
○在宅生活に必要な支援やサービス

在宅生活者の 19.2%の方が、在宅生活を続けていくために必要な (利用したい) 支援やサービスとして、「困った時にすぐに相談できる場所や人」と答えています。



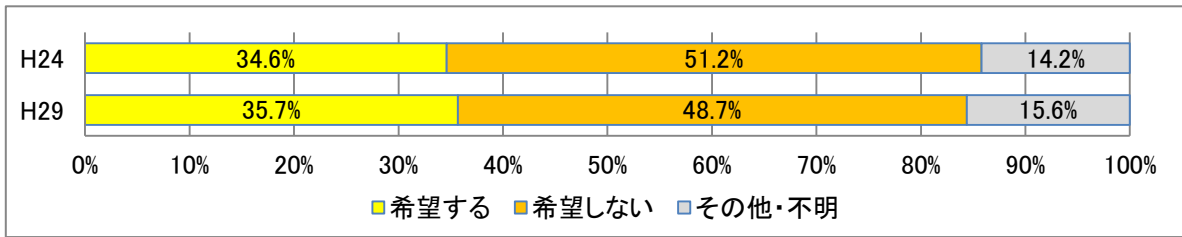
○在宅での生活 (施設退所) の希望

前回調査 (H24) と比べ、減少しているものの、約 3 割の方が将来、施設から退所して在宅生活をしたいと希望しています。



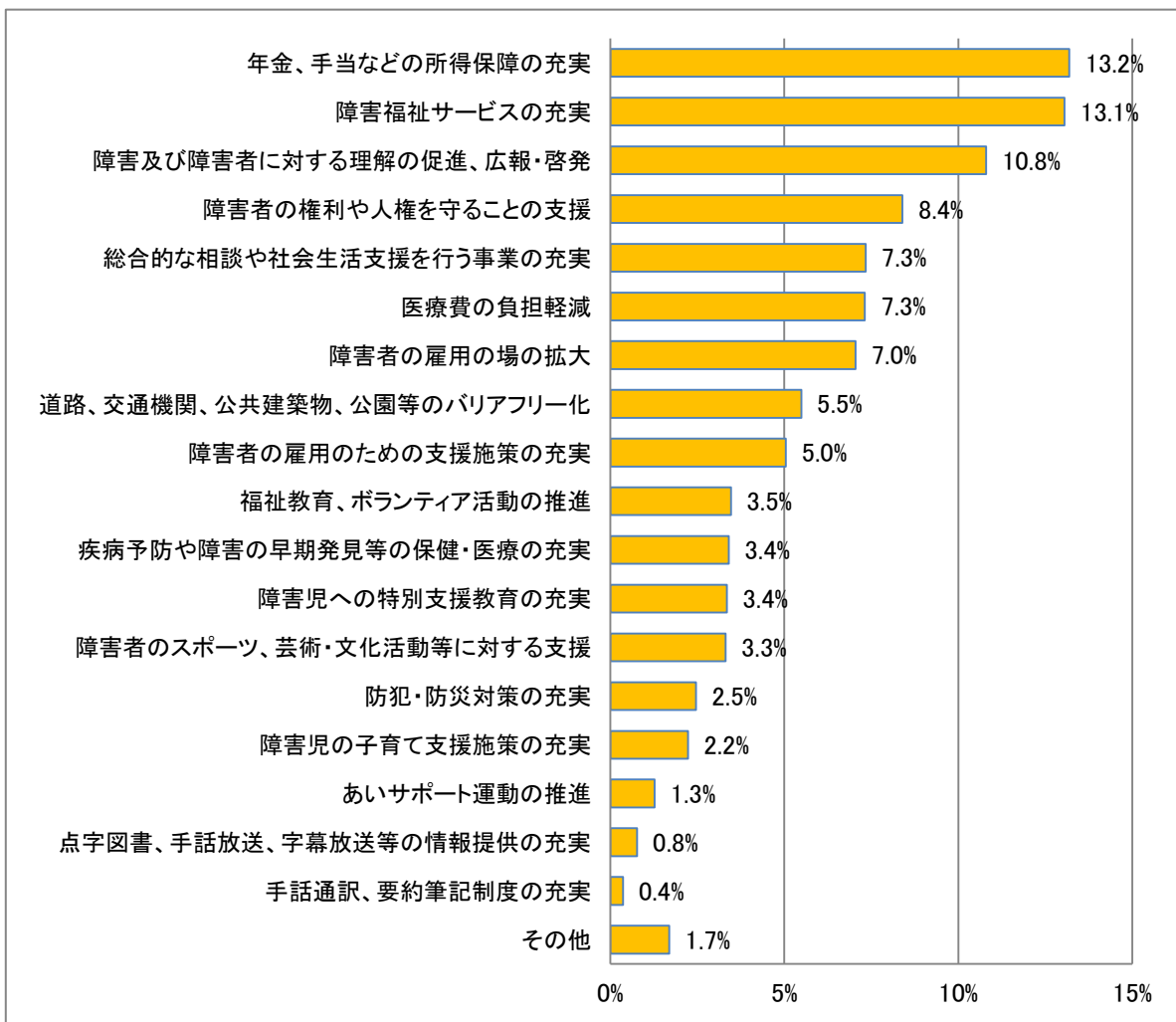
○一般企業等での就労の希望

在宅生活者の35.7%の方が、将来、一般企業等で就労したいと希望しています。



○今後、充実してほしい福祉施策

年金、手当の充実や医療費の負担軽減、障害福祉サービス、障害や障害者に対する理解促進・普及啓発、障害者雇用の促進などについて充実してほしいとの意見が多くありました。



2 障害者を取り巻く環境の変化

年	法制度等の動き	主な内容
H25 (2013)	◆障害者自立支援法から 障害者総合支援法への改正施行	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法の改称 ・基本理念の制定 ・障害者の範囲の見直し（難病等を追加） ・障害支援区分の創設
	◆障害者雇用率の引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の法定雇用率を引き上げ
	◆障害者優先調達推進法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・国などに障害者就労施設等から優先的な物品調達を義務付け
	◇やまぐち障害者いきいきプラン (2013-2017)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者のための施策を総合的、計画的に推進（障害者基本法に基づく県障害者計画）
H26 (2014)	◆障害者権利条約の批准	<ul style="list-style-type: none"> ・日本は平成 19 年(2007 年)に署名し、国内法の整備等を行った上で条約を批准
H27 (2015)	◇山口県障害福祉サービス実施計画(第 4 期)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等の円滑な実施を確保（障害者総合支援法に基づく県障害福祉計画）
	◇山口県工賃向上計画(第 2 期)	<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援 B 型事業所における工賃向上の取組を推進
H28 (2016)	◆障害者差別解消法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体及び民間事業者における「障害を理由とする差別」の禁止の義務付け
	◆障害者総合支援法の改正 (H30. 4. 1 施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の望む地域生活の支援 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	◆児童福祉法の改正 (H30. 4. 1 施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
	◆発達障害者支援法の改正施行	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者の教育、就労、地域における生活等における支援の充実
H29 (2017)	◆第 5 期障害福祉計画に係る基本指針の改訂	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における生活の維持及び継続の推進 ・就労定着に向けた支援 ・地域共生社会の実現に向けた取組 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築 ・発達障害者支援の一層の充実
H30 (2018)	◆障害者雇用促進法の改正施行	<ul style="list-style-type: none"> ・法定雇用率の算定基礎に精神障害者を追加
	◆障害者雇用率の引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の法定雇用率を引き上げ <ul style="list-style-type: none"> 民間企業 2.0% → 2.2%* 国、地方公共団体等 2.3% → 2.5% 都道府県教育委員会 2.2% → 2.4% ※平成 33 年(2021 年)4 月までに 2.3%に引き上げ

◆国の動き ◇県の動き